

議案第13号

**東近江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
等の一部を改正する条例の制定について**

東近江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 等の一部を改正する条例

(東近江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第1条** 東近江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年東近江市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第12条第1項中「限る」の次に「。以下この条及び次条において同じ」を、「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第12条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、それぞれ在職する者に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額とする。
- 4 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の勤務期間の算定、支給制限及び一時差止めについては、常勤職員の例による。

第22条中「前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1箇月当たりの平均額」を「現在において受けるべき報酬の月額に相当する額として市長が定める額」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第22条の2 パートタイム会計年度任用職員（任期の定めが6箇月以上かつ1週間当たりの勤務時間が30時間以上の者に限る。）の勤勉手当については、第12条の2及び前条後段の規定を準用する。

(東近江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第2条** 東近江市職員の育児休業等に関する条例（平成17年東近江市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)」を削る。

(東近江市職員の給与に関する条例の一部改正)

**第3条** 東近江市職員の給与に関する条例（平成17年東近江市条例第61号）の一部を

次のように改正する。

第24条第3項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

(東近江市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第4条** 東近江市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年東近江市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給したく、本議案を提出するものである。